

地域公共交通確保維持事業 詳細
(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)

令和 7 年 3 月 1 9 日

(名称) 柳井市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
本市の地域間幹線系統は、周辺市町をつなぐ手段として、車の運転できない学生や高齢者を中心に必要不可欠なものであり、市民の安全・安心・快適な交通手段として極めて重要な役割を果たしている。 今後も、地域住民が安心して社会生活をおくり、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、周辺市町にまたがる地域間幹線系統の確保・維持に引き続き努めるとともに、市内を走るバス路線や予約制乗合タクシーとの接続を図る必要がある。 このため、地域公共交通確保維持改善事業により、路線バス（幹線）の運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 路線バス（幹線）の利用者一人当たりの市財政支出額 地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、令和 7 年度計画期間中において効率的な運行を実施することで、計画目標値である令和 5 年度の実績 83.4 円の維持達成を目指す。(柳井市地域公共交通計画 P46 参照) 路線バス（幹線）の収支率 地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、路線バス（幹線）においては令和 5 年度の実績値（41.6%）から 1%以上改善することで、計画目標値である 42%以上（路線バス）となるよう効率的な運行を実施する。(柳井市地域公共交通計画 P47 参照) 路線バス（幹線）の年間利用者数 地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用し、令和 7 年度計画期間中に利用促進を図ることで、計画目標値である令和 5 年度の実績 478,226 人以上を目指す。 (柳井市地域公共交通計画 P47 参照)
(2) 事業の効果 地域間幹線系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要不可欠な交通手段が確保される。 また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的な地域交通網が形成され、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。 定量的な事業目標を導入することにより、バス利用者の増加と効率的な運行を促進し、地域のサービス水準を維持・向上することが期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 鉄道と地域間幹線系統を含む路線バスとの乗継時間の短縮を図る。 ・ 柳井市地域公共交通総合時刻表をブラッシュアップし、分かりやすい公共交通情報の発信に努める。 ・ 柳井駅前バス待合所等の案内サイン類の改善と待合環境の整備を行う。 ・ 柳井市が行う「高齢者おでかけサポート事業」をより活用しやすくするため、利用年齢制限と助成券の使用上限額の見直しを行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
表 1 のとおり。(該当系統を色づけ)
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表 2 のとおり (該当系統を色づけ)
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表 4 のとおり (該当系統を色づけ)
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添「生産性向上の取組検討シート」(別添 1 - 1・別添 1 - 2) のとおり (該当箇所 を色づけ)
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
(防長交通) ・ 当社における乗合バスの平均使用年数は約 20 年と長期化しており、運行を維持する る為にも、そうした老朽車両の代替を進めていく必要がある。 ・ 老朽車両の代替が滞ると、使用可能車両の減少を理由とした路線廃止や減便といっ た事態が発生し、地域住民の日常生活等に大きな影響を及ぼす可能性もある。 ・ 地域間幹線系統を含めた全体的なバス路線の維持またバリアフリー化を促進するた めにも、老朽車両を代替することの必要性は極めて高いものと考えている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(防長交通) ・ 老朽車両の代替としては、超低床ノンステップバスを予定しており、令和 6 年 9 月末 時点における低床車両比率は 72% (129 両) の見込みであるが、これを令和 7 年 9 月末までに 75% 以上 (134 両) とする。
(2) 事業の効果

新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、市民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。

定量的な事業の目標を導入することにより、収支改善に結びつけることが期待できる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表 6、表 7 を添付。（該当箇所を色づけ）

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和 6 年 3 月 1 日	柳井市地域公共交通協議会設置
令和 6 年 5 月 7 日	柳井市地域公共交通協議会 フィーダー計画に係る交通計画別紙の作成等
令和 6 年 6 月 26 日	柳井市地域公共交通協議会 地域間幹線系統に係る交通計画別紙の作成
令和 7 年 3 月 19 日	柳井市地域公共交通協議会 地域公共交通計画策定及びフィーダー計画に係る計画別紙変更

19. 利用者等の意見の反映状況

令和 6 年度の柳井市地域公共交通計画策定の際に利用者アンケートや交通事業者等のヒアリングを実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山口県柳井市南町一丁目 10 番 2 号

（所 属）経済部商工観光課

（氏 名）地久里 真人

（電 話）0820-22-2111

（e-mail）shokokanko@city-yanai.jp